

## 非課税期間終了に伴うお手続きのお知らせ

2014年にNISA口座で購入された上場株式や公募株式投資信託等で、現在もNISA口座で保有されている残高は、2018年12月末に非課税期間(5年)が終了します。  
2019年のNISA口座非課税枠に移管(「ロールオーバー」といいます。)し、非課税期間を延長するためにはお手続きが必要です。なお、ロールオーバーのお手続きをしない場合は、課税口座(特定口座または一般口座)に移管されます。

### 非課税期間終了時の3つのご選択

非課税期間終了時には以下の3つの選択肢がございます。

#### 選択① 翌年のNISA口座にロールオーバー

2018年12月末の時価(終値)をもとに、2019年1月1日に2019年分のNISA口座の非課税枠に移管されます。移管時の時価評価額がNISA非課税枠上限の120万円を超過していても、全額NISA口座への移管が可能で、引き続き最大5年間は譲渡益・配当金等が非課税となります。

なお、ロールオーバーを行うためには所定のお手続きが必要になります。

※120万円を超過した場合は、非課税枠を全て利用してしまうため、2019年の非課税枠での新規投資はできません。

#### 選択② 課税口座(特定口座または一般口座)に移管

2018年12月末の時価(終値)をもとに、2019年1月1日に課税口座へ移管されます。

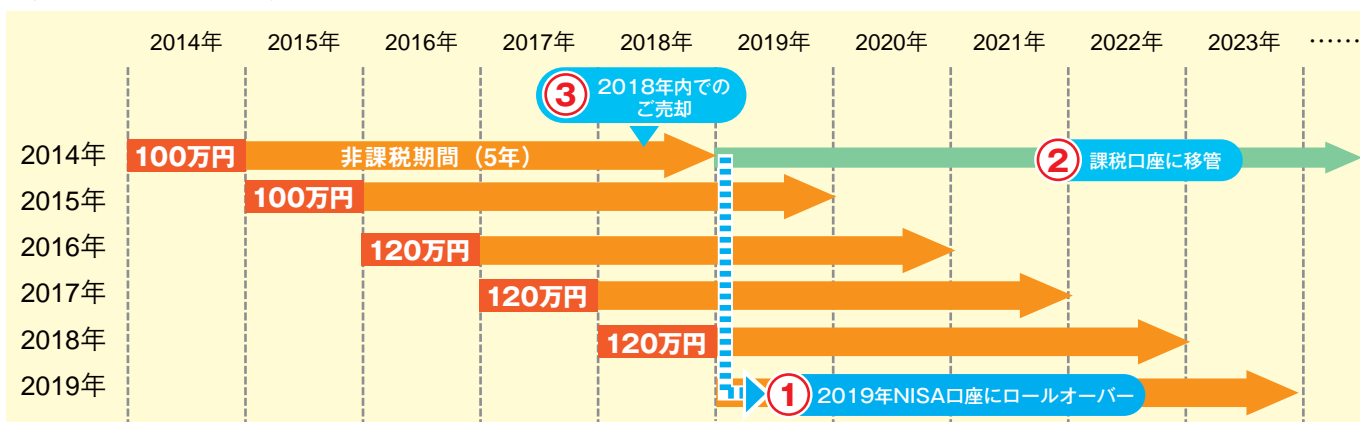
また、取得価額は2018年12月末の時価(終値)となり、移管後に生じた譲渡益・配当金等は課税されます。なお、特定口座を開設されている場合は特定口座へ、開設されていない場合は一般口座へ、特段のお手続きをすることなく移管されます。

#### 選択③ 非課税期間終了までにご売却

ご売却により生じた譲渡益は課税されません。また、発生した損失は、課税口座で保有する有価証券の譲渡益や配当金等との「損益通算」や、その損失を翌年以降に繰り越す「繰越控除」はできません。

2018年末にご売却され、受渡日が2019年となる場合は、譲渡益は課税されますのでご注意ください。

### 【非課税期間終了時の仕組み】

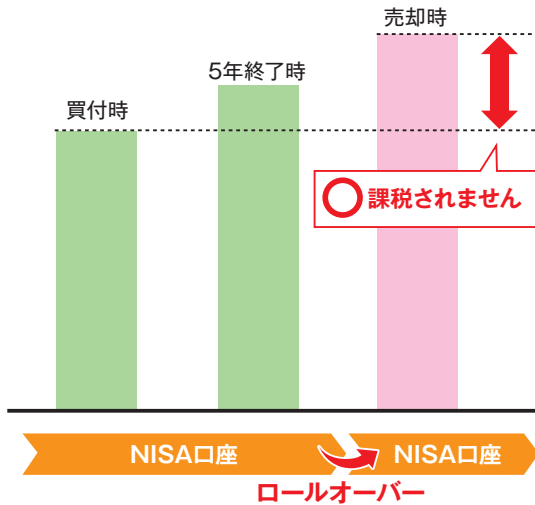


## 選択時のご注意

### ケース① ロールオーバーした後、NISA口座で売却する場合

買付時より高い価格で売却する場合

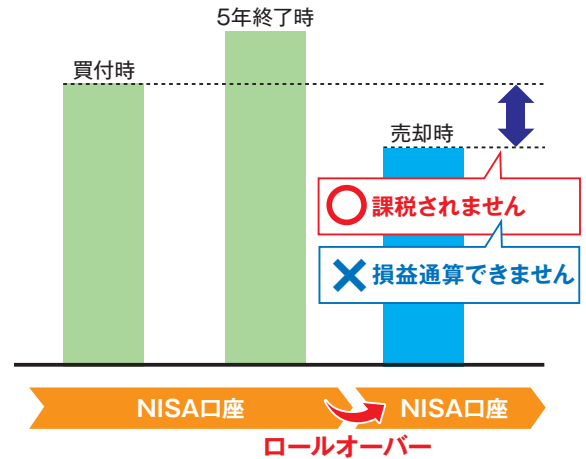
✕ 翌年はロールオーバー分の非課税枠が利用できません。



最終的な譲渡益は課税されません。

買付時より低い価格で売却する場合

✕ 翌年はロールオーバー分の非課税枠が利用できません。

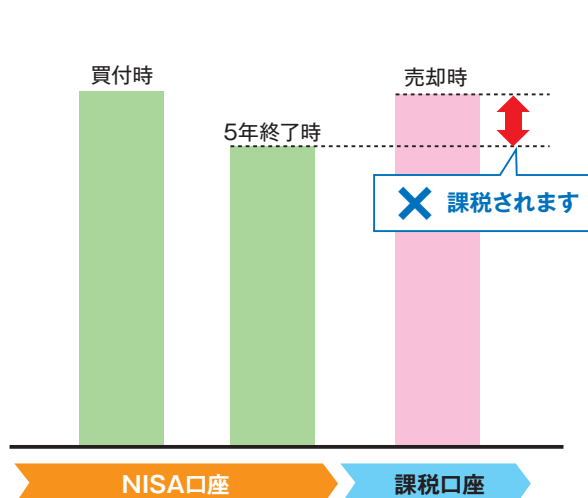


ロールオーバーした銘柄の値下がりによる損失は、他の口座と損益通算することはできません。

### ケース② ロールオーバーせずに課税口座で売却する場合

非課税期間終了時より高い価格で売却する場合

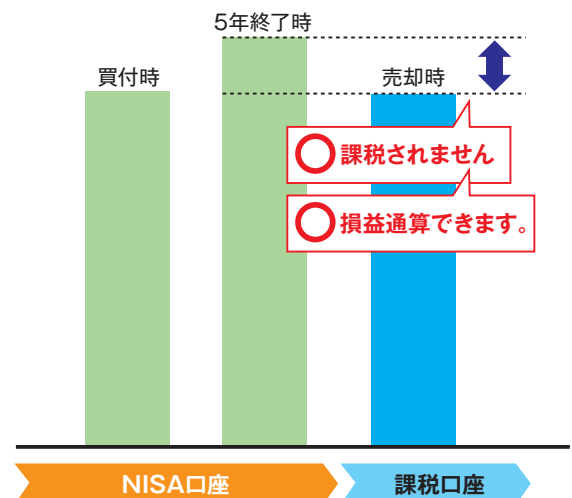
○ 翌年はロールオーバーしなかった分の非課税枠が利用できます。



最終的な譲渡益に対しては、課税口座への移管時の価格で新たに買付したものと同様の取扱いとなり、利益に対して課税されます。

非課税期間終了時より低い価格で売却する場合

○ 翌年はロールオーバーしなかった分の非課税枠が利用できます。



課税口座への移管時の時価から下がった際の損失は他の口座と損益通算することができます。

## 【非課税期間終了に伴うお手続きについての Q&A】

Q.1

非課税期間終了まで何もしなかったらどうなりますか？

A.1

NISA口座で保有されている残高は課税口座に移管されます。  
(特定口座開設済の場合は特定口座、特定口座未開設の場合は一般口座に移管されます)  
※課税口座における取得価額は、非課税期間終了時の時価(終値)となります。

Q.2

ロールオーバーしたら、2019年の非課税枠はどうなりますか？

A.2

ロールオーバーした分だけ、2019年の非課税枠が少なくなります。

Q.3

時価・基準価額が上昇して、残高が120万円以上ある場合でもロールオーバーできますか？

A.3

非課税期間終了時のロールオーバーは、120万円を超過していても全額ロールオーバーする事ができます。ただし、非課税枠をすべて使用してしまうため、2019年に非課税枠での新規投資はできません。

Q.4

非課税期間終了時のロールオーバーはどのように申込みをすればよいですか？

A.4

2018年9月末迄に当社で2019年のNISA口座を開設済で、2014年購入のNISA残高が有るお客様には、10月中旬にロールオーバーの申込書類を送付致します。

Q.5

現在は他の金融機関でNISAの取引をしています。  
2014年にSMBC日興証券のNISA口座で買付した残高をロールオーバーすることはできますか？

A.5

NISA口座の残高は、他の金融機関へ移管はできません。  
ロールオーバーをご希望の場合は、当社への金融機関変更手続きを行っていただく必要があります。恐れ入りますが下記日興コンタクトセンターまでご連絡ください。

Q.6

ロールオーバー対象の残高はどうすれば確認できますか？

A.6

オンライントレード(日興イーリートレード)をご契約のお客様は、ログイン後、NISA口座残高画面でご確認いただけます。日興イーリートレードをご契約でないお客様は、下記日興コンタクトセンターまでお問い合わせください。

9月末時点で2014年購入のNISA残高が有り、かつNISA第2勘定(2018年~2023年)を開設済のお客様には、10月中旬に対象の残高明細を記載したロールオーバーの申込書類を送付いたしますので、そちらでもご確認いただけます。

## 【お問合せ先】

日興コンタクトセンター NISA 専用ダイヤル



0120-250-246

平日 9:00~18:00 土・日 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く

いっしょに、明日のこと。  
Share the Future



SMBC日興証券

100<sup>TH</sup>  
ANNIVERSARY  
おかげさまで百周年

【当社の商号】SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

【当社の加入協会】日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

2018.07